

# 中国における標準必須特許訴訟の動向



BLJ法律事務所 弁護士・博士（法学）

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

近年、中国は、標準必須特許（Standard-Essential Patent）（以下「SEP」という）をめぐる国際的な訴訟において、世界的に最も重要な法域の一つに浮上した。とくに無線通信分野（2G、3G、4G、5G）において、中国企業と外国企業との間のSEP紛争事件が頻発し、中国の法院（裁判所）が相次いで画期的な判断を下してきたことは、日本企業にとっても看過できない重要な動向である。

中国がSEP訴訟の主要なフォーラムとして台頭した背景には、いくつかの構造的要因がある。第一に、中国は世界最大のスマートフォンの製造販売市場であり、かつHuawei（華為）、ZTE、OPPO、Xiaomi（小米）、Vivo等の中国企業がSEPの実施者であると同時に、5G等のSEPの主要な保有者としても急速に台頭している。第二に、中国の法院が、SEP紛争においてグローバルFRAND（Fair, Reasonable and Non-Discriminatory）（公正、合理的かつ非差別的）ライセンス料率を裁定する権限を積極的に行使している。第三に、中国の法院が標準必須特許紛争において「禁訴令」（英語では「Anti-Suit Injunction」）（略称はASI）、日本語では「訴訟差止命令」等と呼ばれる）を積極的に適用してきた。2020年には、最高人民法院による「Huawei対Conversant」事件を皮切りに、短期間に5件のASIが相次いで下された。第四に、中国の法院による禁訴令（ASI）の運用が、WTOにおいてTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）違反であるか否かという国際通商法上の問題に発展した。EUは2022年に中国の禁訴令がTRIPS協定に違反すると主張してWTOに提訴し（DS611）、2025年7月のMPIA裁定ではEUの主張が大幅に認められた。さらにEUは、中国の法院によるグローバルFRANDライセンス料率の設定自体についても、別途WTOに提訴している（DS632）。

日本企業や中国現地法人が中国におけるSEP紛争に巻き込まれる可能性は、今後さらに高まると予想される。実際に、シャープが「OPPO対Sharp」事件の被告となり、ソニー中国会社が「西電捷通公司对ソニー中国公司」事件の被告となった例がある。本稿では、中国におけるSEP訴訟の動向について、関連法令、代表的判例、WTO裁定、及び最近の動向を中心に解説する。

---

1 えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

## II 関連法令

### 1 特許法

中国の特許法（中国語では「専利法」）は、特許権者に排他的権利を付与している（11条）。2020年の第四次改正により懲罰的損害賠償制度が導入され（71条）、法定賠償額の上限が500万元に引き上げられた。なお、特許法にはFRAND宣言やSEPに関する明文規定はなく、後述の司法解釈等が重要な役割を果たしている。

### 2 民事訴訟法

民事訴訟法は、SEP訴訟における管轄権及び行為保全（禁訴令の法的根拠）の基本規定を定めている。中国の法令には、「禁訴令」という言葉は含まれていない。中国における「禁訴令」は、行為保全（日本法でいう仮処分）措置の一適用例である。行為保全措置の法律上の根拠は、民事訴訟法103条（2023年改正前は100条）及び104条（2023年改正前は101条）である。民事訴訟法103条の定める措置は、「訴訟保全」と呼ばれ、主に判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害を予防するための保全措置である。これに対して、民事訴訟法104条の定める措置は、「訴訟前保全」と呼ばれ、緊急状況によって利害関係者が回復不能な損害を受けることを予防するための保全措置である。民事訴訟法103条及び104条の概要は、表1のとおりである。

表1：「訴訟保全」と「訴訟前保全」の比較

	訴訟保全	訴訟前保全
法律規定	民事訴訟法103条	民事訴訟法104条
申請主体	当事者が申請し、又は人民法院が職権により適用する	利害関係者が申請する
申請期間	訴訟提起の受理後	訴訟提起の前30日以内
適用要件	判決の執行不能又は当事者におけるその他の損害をもたらすこと	緊急状況により、利害関係者が直ちに保全を申し立てなければ、回復し難い損害を受けること
担保提供の要否	法院が担保提供を要求した場合は必要	必要
判断の所要時間	緊急状況の場合は48時間以内	48時間以内

民事訴訟法の2023年改正は、涉外民事訴訟条項を大幅に改正した。276条は中国との関連性を包括的管轄根拠として導入し、最高人民法院がSEP事件で既に適用していたグローバルFRAND管轄権の根拠を立法で追認した。277条は合意管轄を拡大し、282条は中国法院の手續が外国の並行訴訟に影響されない場合について規定した。

### 3 独占禁止法

独占禁止法は、SEP権利者による市場支配的地位の濫用を規制する根拠となる。

標準必須特許の独占禁止法上の問題に関しては、2023年6月25日に国家市場監督管理総局が公布した、「知的財産権を濫用し競争を排除・制限する行為の禁止規定」がある（施行日は、2023年8月1日）。さらに、国家市場監督管理総局は、「標準必須特許の独占禁止手引」を2024年11月4日付けで公布した。本手引は、全22条、全6章で構成され、分析原則（3条）、誠実交渉義務